

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考値）について

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸地方整備局の運用として下表のとおり取り扱うこととしました。

なお、各機関での運用については、各々の責任でお願いします。

（参考値）

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

	石 工	ブロック工	タイル工	山林砂防工
新潟県	(23,500)	(24,500)	(20,700)	25,100
富山県	24,400	25,000	20,700	(25,100)
石川県	24,000	25,000	21,000	(25,100)

※（ ）については、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」掲載値
国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000893.html